令和 4 年度 第 208 回佐用町農業委員会会議録

令和4年9月21日、午前13時30分 佐用町役場西館2階 にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明		6番 福田 範康
7番 竹内 辰已		9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

5番 安本 隆己	8番 間嶋 義弘	

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。 農地利用最適化推進委員 吉田 将光・横山 隆夫・梅本 正見・蔭山 哲博 高本 耕作・柿本 美満夫・谷口 茂博 事務局長 井土 達也 、書記 押田 晃英・波戸 雄太

- 4. 会議案件は次のとおりです。
- (1)会議録署名委員指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の申請について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5. 会議の顛末は次のとおりです。
- 事 務 局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。
- 議 長(福田会長)皆様こんにちは。18日、19日と非常に勢力の大きい台風14号が来るということで、大変心配されたと思います。このあたりの地域ではおそらく本年初めての台風上陸ということで、相当な被害が予想され、たびたび放送がなされていました。私が聞く限りでは被害は最小限ではありましたが、停電が何か所かあったり、農業では収穫前の稲が倒れたり、野菜では茄子の枝が折れたりと、いくらかは風や雨の被害があったと思います。ただ、本日お集まりの皆様におかれま

しては、無事に出席ということで、幸いに思います。台風が去った後は朝、晩が とても寒くなっています。体調管理には十分気を付けていただいて今後ともご健 康に過ごしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、第208回9月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は5番安本委員と8番間嶋委員です。したがってただいまの出席委員は10名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第12条第1項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。2番の山本委員と3番の蔭山委員にお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。

- 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より 説明願います。
- 事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定 により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月21日提出 佐 用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして、大谷委員より説明願います。
- 4番(大谷委員)議席番号4番の大谷です。議案第1号1番の案件について説明いたします。 資料は1ページから7ページになります。現地確認については9月8日10時30 分より、事務局の波戸さん、当事者の さんと私の 3 人で行いました。申請 場所は佐用町宗行地内で2か所あります。1か所目は申請書位置図のとおり、国道 373 号線の平福と宗行の境目、旧利神小学校のすぐ前になります。佐用町宗行 ■ 、農用地内、登記簿は田、現況も田、1,813 ㎡です。2 か所目は国道 373 号線 の宗行と横坂の境目、亀岩橋から宗行側 100mほどの道路 1 段下佐用川右岸に位 置しています。佐用町宗行 、農用地内、登記は田、現況も田、717 m²で合 計が 2,530 ㎡です。譲渡人の さんは、 市に在住で 才、リタイ ヤされて無色です。平成 9 年に相続を受けてからも申請農地とは遠隔で耕作、管 理は一切されておりませんでした。今後も当該農地の耕作、管理は不可能である ため、この際無償で引き取り手を探しておられました。できることなら宗行在住 の方に引き取ってもらいたいとのことで、現在小作をされている宗行自治会長の さんと話がまとまり、今回無償の所有権移転の申請となりました。3条許可 基準に関する事項ですが、1号の全部効率化要件についてはすべての農地を耕作し ているため問題ありません。2 号は個人ですので問題ありません。3 号は信託要件 は該当しませんので問題ありません。4号の農作業常時要件は本人が年間360日、 奥さんが年間 300 日で、機械等一式保有されていますので問題ありません。5 号 の下限面積ですが、取得後は水稲8,566㎡で問題ありません。6号は登記簿のとお

り問題ありません。7号の地域調和条件については、農道、水利の作業に従事しま

すと一筆いただいており、現在も申請農地の小作をされていますので状況に変わりはありません。以上を踏まえまして、本案件については許可相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。 (「ありません」の声あり)
- 議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
- 全 員はい。
- 議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務 局より説明願います。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法 第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年9月 21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」3件の申請がありました。(議案 第2号、議案書をもとに朗読)
- 議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番、2番、3番の案件につきまして、古川委員より説明願います。
- 13番(古川委員)議席番号13番の古川です。議案第2号1番の案件について説明いたします。 資料は8ページからになります。現地確認については、9月8日午前10時から、 事務局の波戸さん、申請者代理人のさんと私で行いました。申請場所は下徳 久、南光文化センター裏手にある町道と千種川の間にあります。申請者の さんはに住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰って こようと考えていたところ、親戚先にあたる
 さんが高齢のため農地の管 理も困難と考え、 さんに土地を提供され、その土地に家を建てる運びと なりました。しかしながらそこは農地であり、また昔からその農地に納屋が建っ ており、また一方の農地には家の名残の風呂場が残ったままになっていました。 今回土地を譲るにあたり、 さんが始末書を添付され、自治会長さんの確 認書、証明書も添付してあります。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や 南光支所を有する第3種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、 信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農 地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得ら れていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしく お願いいたします。

続いて、議案第2号2番の案件について説明いたします。資料は17ページからになります。現地確認及び申請場所は1番の申請地と同じです。申請者のさんは に住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ、親戚からの土地提供を受け、その地に新築をすることとなりましたが、町道から家への進入路には さん所有の農地があり相

談したところ、話がまとまり、今回の申請となりました。許可後は自宅へのっ進入路兼駐車場として使用するとのことです。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や南光支所を有する第 3 種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第2号3番の案件について説明いたします。資料は22ページからになります。現地確認及び申請場所は1番の申請地と同じです。申請者の
さんは に住んでいらっしゃいますが、この度実家近くに家を建てて帰ってこようと考えていたところ、親戚先にあたる さんが2筆の土地を提供されました。 の土地には家を建てる運びとなり、もう一方の の土地に関しましては住宅建築に必要な資材置場として整地し、住宅新築工事請負会社が賃借し、その後も佐用町の拠点として利用したいとのことで植田さんとの合意もできております。現在はその農地に納屋が建っており、今回土地を譲るにあたり、さんが始末書を添付され、自治会長さんの確認書、証明書も添付してあります。立地基準による判断は、300m以内に徳久駅や南光支所を有する第3種農地につき問題ありません。一般基準についても、資力、信用について問題ないと思われ、計画日程からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても、隣接者の同意書、自治会長及び水利代表者の同意も得られていることから問題ないと思います。以上を踏まえまして審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に、2番の案件につきまし て何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。次に、3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「農地法

第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(1平方メートル)の指定について、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和4年9月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」1件の申請がありました。

(議案第3号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきましては、担当 委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。1番の案件につきまして、福田委員より 説明を願います。

6番(福田委員)議席番号 6番の福田です。議案第 3 号 1番の案件について説明いたします。 現地確認については、9 月 8 日 9 時 20 分より、事務局の波戸さん、佐用町商工観光課の中本さん、私、申請者の代理人である山根泰三さんと 4 名で行いました。 申請場所は、国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号佐用下庄線を江川方面へ約 10 k m進んだ大畠集落内に位置します。所有者の 氏は、 県 市にお住まいでしたが死亡され、相続を受けた奥様である 氏は佐用へ移住される予定がなく、佐用町の空き家バンクに登録を相談し、隣接の農地も付けて申請にいたりました。申請書には農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定を受けたい旨が記載されています。現地の状況ですが、農地は本家にあたる 氏がいまのところ保全管理されておりますが、高齢のため厳しいと相談をされたところ、 氏は空き家バンクにつけて処分したいと意向を示されております。以上のことを踏まえまして、本案件については別段の面積を 1 ㎡として、空き家バンクに付けて販売するという考えに間違いはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。

職務代理 審議に入ります。1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)

職務代理 意見等が無いようでありますので、1 番の案件につきましては、別段の面積を 1 平方メートルと決定してよろしいですか。

全 員 はい。

職務代理 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、議事を進行します。議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農 用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 事務局より説明を願 います。

事 務 局 議案第 4 号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の

決定について意見を求める 令和 4 年 9 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

(議案第4号、議案書をもとに朗読)

議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質 疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。
- 全 員 はい。
- 議 長 それでは議案第4号については原案通り決定されました。 それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。 (午後2時00分 閉会)

令和4年9月21日

議 長	EI
2番	(EI)
3番	(FI)